

11月臨時会の概要

10月24日に、核兵器の開発から使用まで一切を全面的に禁じる核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、90日後の令和3年1月22日に条約が発効することになりました。

このことを受け、長崎市議会は、政府に対し条約の署名・批准を求める意見書の提出を諮るための臨時会の招集を市長に請求しました。

11月2日に開催された臨時会では、意見書を賛成多数で可決し、国会及び関係行政庁へ送付しました。



▲意見書の採決の様子

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50か国に達し、90日後の令和3年1月に条約が発効することが確実となりました。

被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、批准50か国の達成につながったものと確信いたします。

核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」は、本年9月に長崎県内の目標署名数である50万筆を達成しました。また、10月1日現在で世界の164の国・地域から国内の1,733都市を含む7,961都市が加盟する平和首長会議は、各国に対し、同条約に署名・批准するよう訴え続けています。8月9日の「長崎平和宣言」にあるとおり、核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、国におかれては、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことによって、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードするよう、次の事項に取り組まれることを強く要望いたします。

記

- 1 唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行い、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会議及び検討会議に参加すること。
- 2 締約国会議の開催にあたっては、最後の被爆地長崎で開催するよう働きかけること。

11月定例会の概要

令和2年11月定例会を次のとおり開催しました。

11月24日	本会議（委員長報告（決算）、議案上程（委員会付託））
11月26日	常任委員会
11月27日	本会議（委員長報告等） 常任委員会
11月30日	常任委員会
12月4日	本会議（委員長報告等） 特別委員会
12月8日 ～ 10日	本会議（市政一般質問）
12月11日	本会議（市政一般質問、追加議案上程（委員会付託）、委員長報告等） 建設水道委員会

議決結果（詳細はP6、8及び12）

決算認定15件

市長提出議案

原案可決37件、

人事案件同意1件、

専決処分の報告2件

議員提出議案

可決1件

安全安心に図書館が 利用できます

◆概要・審査結果

コロナ禍においても安全安心に読書ができる環境を整備するため、書籍専用除菌機の購入費用及び電子図書館の導入費用を含む補正予算案が提案されました。

教育厚生委員会では、今後、公民館併設の図書室等にも除菌機を設置する考えの有無について質するなど内容検討の結果、原案を可決し、本会議でも原案のとおり可決しました。

これにより、紫外線除菌ランプを組み込んだ書籍専用の除菌機を3台購入し、市立図書館に設置します。利用者自身で機器を操作し、紫外線による除菌や風力による埃除去をすることで、安心して本を借りることができる環境を提供します。

また、電子図書館システムを導入することで、著作権の保護期間が終了した作品等を、来館せずにスマートフォンやパソコン等で閲覧できます。（3月から開始予定）



▲書籍除菌機の利用イメージ